市有財産（駐車場用地）一時貸付けの条件付き一般競争入札実施要領

大和高田市が行う地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２３８条の４第２項第１号の規定に基づく市有財産一時貸付けの条件付き一般競争入札に参加される方は、この要領をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

１．物件（一時貸付け物件）

（土地）

所　在　地	貸付地積（㎡）	指定用途	予定価格（月額賃貸借料）
奈良県大和高田市 日之出西本町９１番１	2,509.03	時間貸し平面駐車場	金 661,000 円 （消費税抜き）

（工作物）

区　分	名　　称	数量等
工作物等	アスファルト舗装	１式
	アイランド	３カ所
	フェンス	１式

（入札対象外物件）

区　分	名　　称	数量等
工作物	グレーポール	３本
	車止め	４０車室
	車室ライン	８３車室
	建植広告物	１個
	看板	４枚
	一次電源	１式
	配線・配管	１式

＊　上記の入札対象外物件については、現借受事業者（タイムズ２４株式会社）の所有に属するものであり、賃貸借期間満了後、同事業者により撤去されることが原則です。

＊　落札者が当該物件の継続使用を希望する場合は、現借受事業者と直接協議してください。この場合の協議内容及び結果について、市は一切関与しません。

＊　借受者が設置する駐車場設備については、中古品を使用することができます。

（水道・電気）

水道、電気を利用される場合は、借受者において使用開始等の手続きが必要となります。

２．日程

市有財産（駐車場用地）一時貸付けの条件付き一般競争入札の日程は、次のとおりです。

項　　目	日　　程
参加申込受付期間	令和８年１１月２６日（木）から 令和８年１２月９日（水）まで
参加資格確認通知書郵送	提出期限の翌日から４日以内
入札書提出期限	令和８年１２月２３日（水）
開札	令和８年１２月２４日（木）

３．入札参加資格

（１）　基本要件

①　法人格を有する者

②　平面駐車場を貸付期間中継続して営業・運営する事業を行う資力、能力等を有する者（令和３年度以降において、同規模程度以上の面積の同種時間貸し駐車場運営を２年間継続した実績を有する者）

（２）　資格制限

次の各号に該当する場合は、入札に参加できません。

①　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する者

②　大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成 21 年告示第 80 号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者

③　大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 15 年告示第 25 号）第２条第４号又は第５号に該当する者

４．契約上の主な特約

（１）　用途指定

入札物件（土地及び工作物）を時間貸し平面駐車場として使用するものとします。

入札物件以外の工作物等の設置については、駐車場に関連する付帯設備に限り認めることとします。

（２）　使用の制限

①　借受者は、当該時間貸し駐車場業務を直接行うものとし、他の者に再委託してはいけません。

②　借受者は、入札物件をこの要領に定めた駐車場以外の目的に使用をすることができません。

（３）　時間貸し駐車場に関する条件

①　現状有姿（入札対象外物件を除く。）のままの取引とし、修繕、改修等については、市と協議の上、すべて借受者の負担において行うものとします。

②　自動料金精算機等の設置工事期間については、貸付期間の範囲とし有償とします。ただし、令和９年３月２６日（金）には、駐車場業務を開始するものとします。

③　当該駐車場の全部又は一部を月極駐車場に変更する等、指定用途を変更することはできません。

④　電話又はインターフォンを取り付け、トラブル等発生時には借受者と駐車場利用者が直接連絡できるものとしてください。

⑤　利便性向上及び周辺への両替防止のため自動料金精算機を高額紙幣やクレジットカード対応可能な機器としてください。

⑥　駐車場の運営中にトラブルが発生した場合は、３０分以内に対応できる体制をとってください。

⑦　借受者は、時間貸し平面駐車場の管理運営に必要な土地に定着する工作物を、自己の費用及び責任において所有し、又は自ら設置して所有し、適切に維持管理するものとします。

（４）　賃貸借料

落札価格の４３ヶ月分（以下「基本賃貸借料」という。）とします。ただし、賃貸借期間内の当該駐車場に関する総売上高が基本賃貸借料の１２０％を超えた場合は、超えた額に１００分の５０を乗じて得た額（追加賃貸借料）を加算した額となります。

（５）　賃貸借期間

貸付物件の賃貸借期間は、令和９年３月１日から令和１２年９月３０日までの４３月間とします。

（６）　公用又は公共用の必要による契約解除

貸付期間中に、国、地方公共団体その他公共団体において、貸付物件を公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、市は、貸付期間中であっても本件契約を解除することがあります。この場合の貸付物件の原状回復及び返還等については、契約書の定めるところによります。

（７）　権利設定及び譲渡の禁止

入札物件を転貸することや賃借権を譲渡することはできません。また、賃借権を担保に供することもできません。なお、時間貸し駐車場は、転貸とは解釈しません。

（８）　借受者の義務

①　借受者は、善良な管理者の注意をもって入札物件を使用してください。

②　借受者には、入札物件を使用して行う事業（駐車場の運営）に伴う一切の責任があります。

③　借受者は、市が適正な利用を確認するため、実地調査し、又は所要の報告を求めた場合には協力する義務があります。

（９）　その他

①　借受者は、駐車場の利用状況、収支等運営状況の月報（月末締め）及びジャーナル（精算機から発行される日報・月報ジャーナル）の写しを翌月１０日までに市に提出していただきます。

② 入札物件に関する近隣及び駐車場利用者への対応は、借受者が一切の自己責任で行うものとします。

③ 看板等の工作物の設置に当たっては、大和高田市奈良県屋外広告物条例施行規則（平成 14 年規則第 19 号）等の関係法令が適用されます。

④ 工作物等を設置し、既存の工作物を取り替え、又は改修しようとする場合には、設計、工法及び設置後の原状回復等について、あらかじめ大和高田市総務部総務課（以下「総務課」という。）と協議し、市の承認を受けてください。また、落札後及び契約期間中に変更が生じたときも、同様に協議し、承認を受けてください。

５．公共性への配慮

地方公共団体の資産を利用していることに留意し、市の信頼を損なうことのないよう常に配慮しながら施設を運営してください。

（１） 法令遵守の徹底

駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及びその他関係法令並びに条例等を厳格に守ってください。

（２） 安全性の保持

利用者が常に安全に駐車場施設を利用できるよう、点検、保守及び修繕を行い、駐車場施設の安全性を保持してください。また、第三者賠償責任が発生した場合に備え、適切な保険に加入してください。

（３） 周辺への配慮

悪臭、騒音、ごみの散乱その他により地域住環境に悪影響を与えることのないよう十分に配慮してください。

６．物件の確認

入札に参加しようとする者で物件の確認を希望される場合は、令和８年１２月９日（水）までに下記担当に事前に連絡してください。

担当　総務課 総務管財担当 森　（内線４２１３）

７．入札参加申込み

（１） 申込みの手続き

申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）してください。（電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。）なお、書類に不備等がある場合や、申込受付期間外の提出の場合、受付は行いません。

（２） 申込受付期間

令和８年１１月２６日（木）から令和８年１２月９日（水）までの午前９時００分から正午までと午後１時から午後４時３０分まで。なお、土曜日及び日曜日は、受付を行いません。

（３） 提出場所

〒６３５－８５１１

奈良県大和高田市大字大中９８番地４（大和高田市役所４階）

大和高田市役所　総務部総務課

（４） 申込みに必要な書類

① 入札参加申込書（市指定様式）

② 誓約書（市指定様式）

③ 暴力団排除に関する誓約書（市指定様式）

④ 令和３年度以降において、同規模程度以上の面積の同種時間貸し駐車場運営を２年間継続した実績を証明できるもの（契約書の写し等）

⑤ 登記事項証明書の写し（発行後３か月以内のもの）

（現在事項証明書・履歴事項証明書のいずれでも結構です。）

⑥ 印鑑証明書の写し（発行後３か月以内のもの）

⑦ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届（市指定様式）

（委任状兼使用印鑑届は支店長､営業所長等に契約に関する権限を委任する場合に必要）

※様式については、大和高田市ホームページの「本件入札ページ」によりダウンロードしてください。

※⑤～⑦については、本市登録業者の場合は提出不要とします。

市が申込みの受付に際し取得する個人情報は、本契約関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第２０号）により制限されています。

（５） 申込みに当たっての留意事項

落札後の「市有財産賃貸借契約書」による本契約の締結は、入札参加申込書に記載された名義人以外では行いません。

（６） 質疑応答

本実施要領に関する質問については、ＦＡＸにて提出してください。質問に対する回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。

① 質問受付期限　　令和８年１２月１５日（火）午後４時３０分まで

② 質問回答期限　　令和８年１２月１７日（木）午後４時３０分まで

③ ＦＡＸ番号　　０７４５－５２－２８０１

８．入札参加資格確認

（１） 参加資格確認通知書の送付

入札参加申込者に対する入札参加資格の確認は、申込書等の提出期限をもって行うものとし、提出期限の翌日から４日以内（土曜日及び日曜日除く。）に入札参加資格確認書の送付にて当該資格の有無をお知らせいたします。

（２） 入札参加資格確認書の発送時に同封する書類

- 入札用封筒（市指定様式）
- 入札書（市指定様式）
- 辞退届（市指定様式）
- 委任状（市指定様式）
- 開札立会依頼書（選出者のみ同封）

９．入札及び開札

（１） 入札及び開札の日時

入　札　方　法　　大和高田市郵便入札実施要綱（平成 21 年告示第 82 号）に基づく郵便入札

入札書到着期限　　令和８年１２月２３日（水）までに指定の場所へ必着

開　札　日　時　　令和８年１２月２４日（木）　午前１０時００分

開　札　場　所　　奈良県大和高田市大字大中９８番地４（大和高田市役所３階会議室１）

（２） 入札保証金について

入札保証金は免除します。

ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成１１年規則第９号）第９条第２項の規定により、入札金額の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

（３） 入札書の郵送方法等

① 郵送の方法は、日本郵便（株）大和高田郵便局留の一般書留、簡易書留又は特定記録郵便とし、本実施要領９．（１）に記載する入札書到着期限までに、到達するよう郵送してください。

（宛先：〒635-8799 奈良県大和高田市神楽 2-7-46

日本郵便（株）大和高田郵便局留 大和高田市役所 総務部総務課）

② 入札書を封入する封筒は、市指定封筒を使用し、入札書等は、当該封筒に入れ封かんし、裏側に入札参加者の住所及び氏名を記載してください。

③ 市職員が開札日前、日本郵便（株）大和高田郵便局から市役所へ持ち帰った入札書は、書換え、引換え又は撤回することができませんので、十分ご注意ください。

（４） 入札金額の表示

入札金額は、１ヶ月分の賃貸借料の額（税抜き）を記載してください。

（５） 開札

① 開札は、入札者の立会いの下で行います。

② 立会人が２名以上とならないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせます。

（６） 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

① 入札に参加する資格のない者がした入札

② 入札書が所定の日時までに提出されなかった入札

③ 入札書に代表者の記名押印を欠く入札

④ 入札書の重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札

⑤ 入札書に記載の価格を加除訂正した入札

⑥ 同一入札者によりなされた２以上の入札

⑦ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札

⑧ 上記（３）①、②に規定する入札書の郵送方法等によらない入札

⑨ ①～⑧に掲げるもののほか、所定の入札条件に違反した入札

（７） 落札者の決定

落札者は、市の予定価格以上で、かつ、最高金額をもって入札した者とします。

（８） くじによる落札者の決定

落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者がある場合は、市が指定した者（入札事務に関係のない市職員）が入札者に代わってくじを引き、落札者を決定します。

（９） 入札の中止等

① 不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

② 上記①により、入札が中止又は延期された場合において入札参加者に生じた損害の賠償には応じられませんので、あらかじめ御了承ください。

１０． 契約の締結等

（１） 賃貸借契約の締結

① 落札者は、市と「市有財産賃貸借契約書」（以下「契約書」という。）により締結します。

② 契約書への記名は、入札参加申込書に記載された名義と同一人物でなければなりません。また、落札以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、契約の締結を行わず、契約締結以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、その契約を解除することがあります。

③ 落札者が市有財産賃貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結しないときは、落札は無効となり、大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成 21 年告示第 80 号）第３条の規定により、同要綱別表第２第８号（４）に該当し、３月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなりますので、御注意ください。

（２） 契約保証金について

契約保証金は免除します。

１１．　入札結果の公表

入札の結果については、市のホームページ等により、その内容を公表します。

１２．　その他

（１）　契約書に貼付する収入印紙、その他契約の締結及び履行に関する一切の費用については、借受者の負担となります。

（２）　賃貸借料については、市の規定する期日までに市発行の納入通知書により納付していただきます。

（３）　歩道改修工事等を行う場合は、関係法令を遵守し、関係官庁等の指示に従うとともに、近隣住民に十分説明を行ってください。

（４）　契約に際して、物件調書に記載のとおり条件がありますので、必ずご確認ください。

（５）　本実施要領に定めのない事項は、土地利用に関連した法令、地方自治法、同法施行令、大和高田市契約規則等の関連諸法令に定めるところによって処理します。

（６）　本入札要領に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒６３５－８５１１
奈良県大和高田市大字大中９８番地４
大和高田市総務課
電話　０７４５－２２－１１０１（代表）